

地域人権啓発活動活性化事業

「ヒューマンフェスタとちぎ 2026」 催行業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

県民一人ひとりが人権尊重の理念に対する理解を深めることを目的に、県民に親しみやすくかつ参加しやすい複数の人権啓発活動を一体的に行うイベント「ヒューマンフェスタとちぎ 2026」をより効果的に実施するため、企画運営業者の公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

地域人権啓発活動活性化事業「ヒューマンフェスタとちぎ 2026」 催行業務

(2) 業務内容

別添「「ヒューマンフェスタとちぎ 2026」 催行業務委託仕様書」 のとおり

(3) 契約金額の上限

5,583,600 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 予定契約期間

契約締結の日から令和 9 (2027) 年 2 月 26 日（金）まで

(5) 担当所属及び問い合わせ先

栃木県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課人権施策推進室（県庁本館 7 階）

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番地 20 号

TEL 028-623-3027

E-mail jinken@pref.tochigi.lg.jp

受付時間 土日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 企画提案募集に係る公告の日から審査結果の通知・公表までの期間に、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立てまたは、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 地方公共団体又は国が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表

令和 8 (2026) 年 5 月 29 日 (金)

イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和 8 (2026) 年 6 月 3 日(水)17 時必着
ウ 質問に対する回答	令和 8 (2026) 年 6 月 8 日(月)
エ 参加表明書の提出期限	令和 8 (2026) 年 6 月 10 日(水)17 時必着
オ 参加資格の確認結果通知	令和 8 (2026) 年 6 月 15 日(月)
カ 企画提案書の提出期限	令和 8 (2026) 年 6 月 30 日(火)17 時必着
キ プレゼンテーション及びヒアリング (予定)	令和 8 (2026) 年 7 月 3 日(金)午前
ク 審査結果の通知・公表 (予定)	令和 8 (2026) 年 7 月 6 日(月)

(2) 実施要領等の配布

栃木県ホームページからダウンロードすること。

(URL) <https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式 1)により電子メールにより提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～令和 8 (2026) 年 6 月 3 日(水)17 時必着

イ 質疑方法：電子メールにより、2 (5)宛てに提出すること。

ウ 回答期日：令和 8 (2026) 年 6 月 8 日(月)

エ 回答方法：回答は質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、栃木県ホームページ(4 (2)の URL)に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のアに掲げる書類を作成し、電子メールにより提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(別記様式 2)

(イ) 参加資格確認書(別記様式 3)

(ウ) 会社概要(様式任意、会社概要パンフレット等も可)

イ 提出期限：令和 8 (2026) 年 6 月 10 日(水)17 時必着

ウ 提出場所：2 (5)

エ 提出方法：電子メール

※到着確認のため電話連絡を行うこと。

オ 参加辞退：参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和 8 (2026) 年 6 月 12 日(金)17 時まで、辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 参加資格の確認結果通知

参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を電子メールにて通知する。ただし、参加資格確認結果通知後において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(6) 企画提案書の提出

「「ヒューマンフェスタとちぎ 2026」催行業務委託仕様書」、「「ヒューマンフェスタとちぎ 2026」催行業務委託に係る企画提案書作成要領」及び次のア～クにより企画提案書を作成し、電子メールにより提出すること。

※到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書は原則として横型、横書きとすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、別添「「ヒューマンフェスタとちぎ 2026」催行業務委託に係る企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

- ウ 企画提案書は1者1提案とする。
- エ 企画書の提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。
なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名やロゴマーク等、参加者が類推されるものは記入しないこと。
- オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本を1部提出すること。なお、見積書は、必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。
- カ 提出期限：令和8(2026)年6月30日(火)17時必着
- キ 提出場所：2(5)
- ク 提出方法：電子メール

※到着確認のため電話連絡を行うこと。

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 審査基準

別添「評価基準」のとおり

(2) 審査方法

別途設置する選定委員会が、評価基準に基づき参加表明者から提出された企画提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に審査する。

プレゼンテーション及びヒアリングの時間、場所、実施方法については、参加者に対して別途通知する。

(3) 契約候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者のうち、5(2)の選定委員会の評価において、総合点合計が最も高い企画提案者を契約候補者として選定する。
- イ 総合点合計が最も高い企画提案者が複数あった場合は、選定委員会で協議し、契約候補者を選定する。
- ウ ア、イに関わらず、各選定委員による評価の合計点の平均点が満点の7割未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。
- エ 選定委員会は非公開とする。
- オ プレゼンテーション及びヒアリング時の追加資料は受理しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 参考見積の金額が2(3)の契約金額の上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、次の事項について、県ホームページに公表する。

- (1) 契約候補者の名称、評価の総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の数及びそれぞれの総合点

※参加者が2者の場合、次得点者の得点は公表しない。

7 契約の締結

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について、再度調整を行い、協議が調った場合委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (4) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

8 その他

契約候補者に選定された者が提出した企画提案書の内容については、業務の具体的な実施方法の協議の中で、その一部を変更することがある。